

各チームの主な取組状況(働き方改革・休暇取得促進チーム)

労使団体への要請

- 塩崎大臣、山本副大臣、高階政務官、労働基準局長、審議官による経団連、連合等へ協力の要請。
 - ・ 2014年10月: 「働き方改革」に向けた取組の要請
 - ・ 2015年 4月: 「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に向けた取組の要請

本省幹部及び都道府県等同局幹部による企業経営陣への働きかけ

- 本省幹部が業界のリーディングカンパニーを訪問(平成26年9月より実施)。

訪問企業⇒日新火災(12/4山本副大臣)、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など40社(7/1時点)

【参考1】 A社

- ・ 経営トップ自ら、会議を30分で切り上げ、簡素な資料で意思決定することを徹底し、社員の業務効率も向上
- ・ 営業部門にモバイルPCを配布し、出先から決裁、契約手続等を可能とするよう業務プロセス改革を実践
- ・ フレックスタイム制のコアタイムを1時間前倒しし、20時以降の勤務を原則禁止

【参考2】 B社

- ・ 18時にPCが自動的にシャットダウンする機能を導入し、早帰りと残業削減の意識付けを図っている
- ・ 病気により入院が必要となった場合の特別休暇制度等を整備

【参考3】 C社

- ・ 定休取得計画を提出させ、計画期間中の計画と実績を随時し、計画とズレが生じた場合、部門長に報告し完全取得するための計画立て直しを指導
- ・ 18時以降残業する社員数(残留率)を10%以内とする「10%ルール」を定め、事前申請なしの残業を禁止

【参考4】 D社

- ・ 経団連からの「夏の生活スタイル変革」に関する要請をきっかけに、フレックスタイム制の適用を受ける社員を対象に7~9月の期間、朝型勤務を奨励。
- ・ 従業員の柔軟な働き方を後押しするため、コアタイムを1時間短縮し、定時より早く出社し、早く帰宅することを社員に呼びかけ。

- 各都道府県に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、管内のリーディングカンパニーを訪問のうえ、企業のトップに働きかけを実施(5月末現在で約300社に働きかけを実施)。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を利用して働き方改革を進めてみませんか

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました。サイトでは、**専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」**や、**「企業における取組事例」**などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

1 働き方改革ツールを提供します



2 専用指標による企業診断ができます



3 診断結果に基づき対策を提案します



5 企業の取組事例を詳しく紹介します

取組事例

(厚生労働省) 年次取組促進・多様な正社員 <前回の働き方> テレワーク

企業名: 伊藤忠商事株式会社	所在地: 東京本社(東京都港区) / 大阪本社(大阪府北区)
社員数: 4,343名(2014年4月1日時点)	業種: 卸売業
新卒勤務対象社員数: 約2,600名(出向者を除く国内勤務社員)	

4 提案内容に関連した取組を実施している企業の取組概要を紹介します

働き方・休み方指標による診断を活用した取組・参考事例を見てみましょう。

事業内容・業種	特徴(特長(水泳型))及び課題	事例	取組事例
企業概要			
1.Vision	①方針・目標の明確化 ②改善推進の体制づくり ③改善促進の制度 ④改善促進のルール化		○ ○ ○ ○
3.Action	①意識改善 ②情報提供・相談 ③仕事の進め方改善		○ ○ ○
4.Check	①実施把握・管理		○

「働き方・休み方改善ポータルサイト」
<http://work-holiday.mhlw.go.jp>
 (平成27年1月30日開設)

「働き方・休み方改善ポータルサイト」掲載例 ～伊藤忠商事株式会社～

取組事例

(所定外労働削減)・年休取得促進・多様な正社員(朝型の働き方)・テレワーク



企業名：伊藤忠商事株式会社	所在地：東京本社（東京都港区）／大阪本社（大阪市北区）
社員数：4,343名(2014年4月1日時点) 朝型勤務対象社員数：約2,600名(出向者を除く国内勤務社員)	業種：卸売業

取組の目的：

残業ありきの働き方を今一度見直し、所定勤務時間帯（9:00～17:15）での勤務を基本とした上で夜型の残業体質から朝型の勤務へと改め、効率的な働き方の実践を通して、総労働時間の削減を図るもの。

取組の概要：

○トップメッセージ

本取組は、「多残業体質改善」、「業務効率化を通じた生産性向上」及び「お客様対応徹底」を目指したものである。「働き方改革」を推進していくためには、社員一人ひとりの「意識改革」が何よりも重要である。この取組を着実に進めることが社員の健康増進や女性を中心とした育児等を抱える社員の活躍支援等「メリハリのある働き方」の促進にも繋がるものと考えている。

○所定勤務時間帯（9:00～17:15）、休憩時間（12:00～13:00）

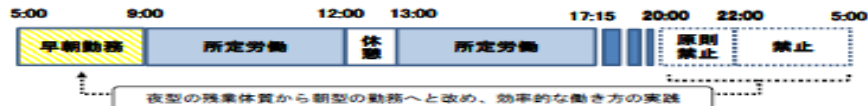
○深夜勤務（22:00～5:00）の「禁止」、20:00～22:00における勤務の「原則禁止」。（ただし、やむを得ず20:00以降に勤務が必要な場合は事前申請の上、認める。）

○20:00以降の勤務が必要な場合は、翌朝9:00前に出社して効率的に業務を推進。

○インセンティブとして、早朝勤務時間（5:00～8:00）は、深夜勤務と同様の割増賃金（一般社員：150%、管理監督者など：25%）を支給。また、健康管理の観点から8:00前始業社員に対し、軽食を無料配布。

○7:50以前始業の場合、5:00～8:00の割増率を8:00～9:00の時間帯にも適用。

○2013年10月からのトライアル期間の効果を踏まえ、2014年4月21日付での労働組合との労使合意に基づき、同年5月1日より正式に導入。



トライアル期間中の効果：（2013年10月～2014年3月/対象：国内勤務社員約2,600名）

○入退館状況（昨年度同時期比）

20時以降退館：退館者全体の約30%⇒約7%
22時以降退館：約10%⇒ほぼ0名（※事前・突発申請者数名のみ）
8時以前入館：入館者全体の約20%⇒約34%

○時間外勤務時間実績（月/平均）（昨年度同時期比）

総合職：49時間11分⇒45時間20分：約4時間減⇒延べ 約2,300時間減
事務職：27時間3分⇒25時間5分：約2時間減⇒延べ 約1,050時間減
計：延べ 約3,350時間減 総計（6ヶ月実績）：延べ 約20,100時間減

○コスト/月（昨年度同時期比）

・時間外勤務手当：早朝割増含め約7%減…①
・軽食：平均約550名/日（東京：約500名/日、大阪：約50名/日）…②
・全体：時間外勤務手当（含む早朝割増）・軽食コスト含め約4%削減…①+②

○社員の反応

夜の時間を活用してお客様との会食・社内でのコミュニケーションの機会創出、家に帰っての家族との団楽、読書等自己啓発に費やす時間が増え、総じて「メリハリのある働き方」の実現に寄与している等、多数の社員から朝型勤務のメリットを実感している、という声があがっている。

この他にも以下の企業の取組内容を掲載しております。

※6/23時点

【建設】(株)長岡塗装店、(株)井木組

【製造】コニカミノルタ(株)、カシオ計算機(株)、富士ゼロックス(株)、カルビー(株)、
本田技研工業(株)、(株)トクヤマ、日本発条(株)、(株)アマダ、住友電装(株)、
(株)デンソー、オーアイ工業(株)、(株)コロナ、宇部興産(株)

【製薬】アステラス製薬(株)、富田製薬(株)、丸善製薬(株)、小林製薬(株)

【電気・ガス・熱供給・水道】西部ガス(株)、北陸電力(株)

【情報通信業】NECネットエスアイ(株)、(株)ソフテム

【運輸、交通インフラ】全日本空輸(株)、東京急行電鉄(株)、阪神高速道路(株)

【商社】三井物産(株)、双日(株)

【小売】(株)東急ハンズ、(株)丸井グループ、(株)ランクアップ、(株)良品計画

【保険】日新火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、

住友生命保険相互会社、損害保険ジャパン日本興亜(株)

【証券】野村證券(株)

【金融】(株)千葉銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)西京銀行、(株)京葉銀行、

三井物産ロジスティクス・パートナーズ(株)、埼玉縣信用金庫

【物品賃貸】拓新産業(株)

【医療、福祉】(株)LOOP

【ビルメンテナンス】(株)さんびる

【専門・技術サービス】(株)オプト、(株)アルファ技研

【その他サービス】宗盛電気サービス(株)

「ゆう活」取組企業掲載例 ～厚生労働省ホームページ～

- 厚生労働省のHPに「ゆう活」専用のページを作成。趣旨や政府の取組だけでなく、実際に取り組んでいる企業を紹介。取組内容の詳細は「働き方・休み方改善ポータルサイト」の内容とリンク



ゆう活取組企業・団体等

- 【鉱業】国際石油開発帝石株式会社、石油資源開発株式会社
- 【製造】王子ホールディングス、オエノンホールディングス、キヤノン株式会社、キヤノンエコロジーインダストリー株式会社、キヤノン化成株式会社、キヤノンセミコンダクターエキップメント株式会社、株式会社デンソー、富士ゼロックス株式会社
- 【電気、ガス】北海道電力株式会社、京葉瓦斯株式会社
- 【情報通信業】SCSK株式会社
- 【鉄道】東京急行電鉄株式会社、西武鉄道株式会社
- 【商社】伊藤忠商事株式会社
- 【銀行】株式会社千葉銀行、株式会社七十七銀行、株式会社静岡銀行、名古屋銀行株式会社、武蔵野銀行株式会社、みちのく銀行株式会社
- 【保険】損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- 【福祉事業】株式会社LOOP
- 【専門サービス】株式会社オプト、株式会社建設技術研究所
- 【農業】有限会社桜江町桑茶生産組合
- 【その他】日本経済団体連合会、北海道経済団体連合会、日本印刷産業連合会

各チームの主な取組状況(働き方改革・休暇取得促進チーム)

都道府県労働局への指示事項

日付	指示事項	通達番号
平成26年12月22日	<p>「働き方改革」の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進本部の設置(本部長:労働局長) ・労使団体への協力要請 ・企業への働きかけ ・都道府県等との連携 ・取組事例の情報発信 	<p>基発1222第1号 基政発1222第1号</p>
平成27年1月21日	<p>地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用による「働き方改革」の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生に関する総合戦略の作成に当たり、働き方改革に関するメニューを盛り込むなど効果的な働きかけを指示 	<p>基発0121第3号</p>
平成27年3月27日	<p>「夏の生活スタイル変革」の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使団体等への協力要請 ・企業トップへの働きかけ ・都道府県との連携 ・取組事例の情報発信 	<p>基発0327第34号</p>
平成27年4月24日	<p>「夏の生活スタイル変革」の通称等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次官級連絡会議で決定した通称(「ゆう活」)とロゴマークを用いた働きかけを指示 	<p>基発0424第6号</p>
平成27年6月10日	<p>夏の生活スタイル変革の推進に当たって留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省HPに記載の「ゆう活」取組企業を増やし、気運を醸成すべく、ゆう活に取り組む企業の情報収集、情報発信を指示 	<p>事務連絡</p>

地方自治体や労使団体等との連携した効果的な取組

◆ 地方自治体や労使団体と協議会等を設置し、共同宣言等の取組を推進

【東京労働局の例】

- ☞ 労働局、東京都、連合東京、東京経営者協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所、中小企業団体中央会が参画する、「東京の成長に向けた公労使会議」にて「働き方改革に関する共同宣言」を発表（5月28日）。

【愛媛労働局の例】

- ☞ 労働局、愛媛県及び県内の労使経済団体等9団体と共同で、「えひめ働き方改革宣言」を実施（6月16日）。

【愛知労働局の例】

- ☞ 2月4日、協議会に参画する県・労使団体が働き方改革に関する共通認識を持って、取組を進めるよう「共同宣言」を作成し、メッセージを発信。
- ☞ 共同宣言に賛同する団体の募集、働き方改革を宣言し自主的な取組を行う企業の募集を行い、HPに掲載。

【上記のほか他局の事例】

- ・ 労使団体、学識者等の参画する懇談会の開催、宣言文書の採択等を予定【和歌山労働局】

地方自治体や労使団体等との連携した効果的な取組

◆ 地方自治体・労使団体等との役割分担を明示して取組等を推進

【香川労働局の例】

- ☞ 香川県、連合香川、香川県経営者協会、香川労働基準協会のトップに対し、働き方改革推進本部の構成員として、参加を要請。
県・労使団体が一体となって働き方改革を進めることに理解を得て、本部に参画。
- ☞ 本部会議を開催し、**県や各労使団体が合意して、各参加機関の役割分担を明示した「香川働き方改革推進基本方針」を作成し、労働局長と県が合同して企業トップへの働きかけ、市町を含む団体への協力要請などの取組を実施。**

【神奈川県労働局の例】

- ☞ 神奈川県及びすべての政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に対し、働き方改革推進本部の構成員として参加を要請し、第2回本部会議に4自治体が参画。
- ☞ 地方自治体等との連携による地域全体の気運の醸成等を図り、働き方改革を実現させるための**具体的な行動方針を示した「働き方改革の実現のための行動計画」を、4自治体とともに決定（一部改正）し、地方自治体との強力な連携の下、地域全体への浸透を図るための取組の実施を合意。**

地方自治体や労使団体等との連携した効果的な取組

◆ 地方自治体の雇用施策実施方針等に明記し、協働の取組を推進

【和歌山労働局の例】

☞ 1月23日、働き方改革推進本部を立ち上げるに際し、県知事に説明の上、副本部長として和歌山県産業観光労働部長が参画、また和歌山市も構成員として参画。

その後、県副知事等と平成27年度の「雇用施策実施方針」について協議し、働き方改革の推進に関する内容を盛りこむことで合意。

【上記のほか他局の事例】

- ・ 労働局と県との「雇用対策協定」事業計画（27年度）に働き方改革の内容を盛りこむ【高知労働局】

◆ 地方自治体・労使団体との共同記者会見による情報発信

【大阪労働局の例】

☞ 大阪労働局長から大阪府、関西経済連合会、連合大阪に対し働き方改革を進めるよう要請した後、臨時に4者共同の記者会見を開催。

共同記者会見において、従来の働き方に対する意識を変えて、働き方を見直すことが必要であるとのメッセージを発信し、その模様が大きく報道された。

地方自治体や労使団体等との連携した効果的な取組

◆ 地方自治体との共同の要請等

【沖縄労働局の例】

- ➡ 沖縄県内の労使団体（7団体）に対する働き方改革の実現に向けた取組に関する要請について、団体の了解を得て、要請日時・場所等を事前に公表。
- ➡ 2月4日、労働局会議室において、県内の労使団体のトップに対し、**県知事と労働局長が共同で連名の要請書を直接手交**。団体へ要請する場面を報道機関にも公開し報道された。
- ➡ このほか、地方自治体等と協働して、地域における気運の醸成を図るための取組を実施。
 - ① **県内の団体トップに対し、ひな型を示してメッセージの発信を働きかけ**
 - ② **地方自治体・団体から、「年休を取得してでも参加して欲しいイベント・行事」のエントリー募集を行い、労働局HPに掲載**（一部自治体からエントリーの応募あり）

【徳島労働局の例】

- ➡ 1月15日、徳島県内の主要労使団体等7団体に対し、**県商工労働部長の同行を得て、県と労働局が連名の要請書を手交**。（このほか、県内の事業主団体等163団体に対し文書要請）
- ➡ この要請を受けて、徳島県中小企業団体中央会の**会長などが会員向けメッセージを発信**。
- ➡ 県幹部等の同行を得て、局長が企業を訪問し、連名の要請書を手交。

【上記のほか他局の事例】

- ・ 県の幹部が同行し、要請書（連名等）を手交（山形、茨城労働局）
- ・ 事前に記者発表し、県の幹部が同行し、要請書（知事と連名等）を手交（福島、奈良労働局）
- ・ 都と共同で企業向けパンフレットの作成（予定）（東京労働局）

企業・団体への働きかけについて工夫した取組

◆ 団体への要請時に、先進的な取組企業が事例説明を行い、具体例を周知

【島根労働局の例】

- ☞ 使用者団体の長に対し、働き方改革の実現に向けた取組に関する要請を行う際に、先進的に取り組む地元企業2社から、具体的な事例を説明してもらい、団体幹部にもより具体的な取組のイメージを共有してもらうとともに、傘下企業へ事例を周知することにより、企業の自主的な取組を促進するよう働きかけを工夫。

◆ 事前に企業訪問を公表し、マスコミを通じてPR

【鳥取労働局の例】

- ☞ 事前に企業の実態や課題を把握し、労働局長等が地元企業2社を訪問し、働き方改革の取組について企業トップに働きかけを実施することを記者発表。
地元企業2社を訪問し、働きかけを行う場面を記者に公開し、その模様が報道された。

地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

- 地域において、関係労使、自治体、NPO等が**協議会**を設置。地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の気運**を醸成。

*（平成27年度実施地域）

静岡県、島田市・川根本町（静岡県）、人吉市（熊本県）、新居浜市（愛媛県）、秩父地域（埼玉県）、新庄市（山形県）

（例）平成26年度

【静岡県の取組】静岡県民の日（8月21日）を中心に広域的取組み

- ◇ 労務管理の専門家が、**県内事業場148社へ個別訪問**し働きかけ
- ◇ ポスター掲示、新聞広告、駅貼り広報、リーフレット配布、静岡県・労使団体広報誌、静岡県・静岡労働局のHP、メルマガ、バナー広告等での周知による広報
- ◇ 県内自治体との共催による「ワーク・ライフ・バランス」シンポジウムの開催
・浜松市（10月8日）…150人参加 ・静岡市（11月5日）…360人参加

【人吉市の取組】「おくんち祭」（10月9日）が行われる日を重点実施日として取組み

- ◇ 労務管理の専門家が、**地域内事業場73社へ個別訪問**し働きかけ
- ◇ ポスター掲示、新聞広告、ラジオCM、メルマガ、リーフレット配布、人吉市・熊本労働局のHPでの周知等による広報

※平成27年度も同様に実施予定

取組後（アンケート結果より）

県内・地域内事業場の6割が、この取組が年次有給休暇取得のきっかけになると回答

年次有給休暇取得促進期間

- 10月を「**年次有給休暇取得促進期間**」とし、都道府県、労使団体に対する周知依頼、駅貼り広告、ネット広告、メルマガ、労働局等による周知などによる広報を実施。

具体的な取組内容（平成26年度）

- ・ポスターの駅貼り広報（940箇所） ・インターネット広告（2週間）
- ・厚生労働省メールマガジン、月刊誌「厚生労働」による広報
- ・都道府県、労使団体（221団体）に対する周知依頼 など

※平成27年度も同様に実施予定



10月は年次有給休暇取得促進期間です。



年次有給休暇を計画的に取得して、仕事と生活の調和を図ろう。